浜名湖競走場	二百日	十二回
蒲郡競走場	百八十六日	十二回
常滑競走場	二百十日	二十四回
津競走場	百八十六日	十二回
三国競走場	百八十日	十二回
琵琶湖競走場	百六十八日	十二回
住之江競走場	百八十日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	百八十日	二十四回
丸亀競走場	百九十二日	二十四回
児島競走場	百九十二日	二十四回
宮島競走場	百六十二日	十二回
徳山競走場	百六十八日	十二回
下関競走場	百八十六日	二十四回
若松競走場	百九十二日	二十四回
芦屋競走場	百九十二日	十二回
福岡競走場	百八十六日	二十四回
唐津競走場	百八十六日	十二回
大村競走場	百八十六日	十二回

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇組合	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回

半田市	十二回	十二回
津市	十二回	十二回
武生三国モーターボート競走施行組合	十二回	十二回
滋賀県	十二回	十二回
大阪府都市競艇組合	十二回	十二回
箕面市	十二回	十二回
尼崎市	十二回	十二回
伊丹市	十二回	十二回
鳴門市	十二回	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回	十二回
丸亀市	十二回	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回	十二回
倉敷市	十二回	十二回
備南競艇事業組合	十二回	十二回
宮島競艇施行組合	十二回	十二回
周南市	十二回	十二回
下関市	十二回	十二回
美祢市萩市競艇組合	十二回	十二回
北九州市	十二回	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回	十二回
芦屋町	十二回	十二回
福岡市	十二回	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回	十二回
唐津市	十二回	十二回
大村市	十二回	十二回

○国土交通省告示第百二十五号

自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則（昭和三十一年運輸省令第三号）第十条の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日　国土交通大臣　前田　武志

自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則第十条の国土交通大臣が告示で定める額は、二十六万五千六百六十円とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年二月一日以後に締結された委託契約について適用する。